

伊 勢 市 公 報

第 177 号
平成 25 年 3 月 21 日
木 曜 日

目 次

	頁
規 則	
○ 伊勢市議会政務調査費の交付に関する条例施行規則の一部を改正する規則	2
教育委員会規則	
○ 就学等に関する規則の一部を改正する規則	5
告 示	
○ 指定地域密着型サービス事業者指定の一部効力停止について	7
○ 道路の区域変更について	8
○ 道路の供用開始について	9
○ 伊勢市営宇治駐車場の使用料の収納の事務の私人への委託について	10
教育委員会告示	
○ 教育委員会会議の招集について	11
選挙管理委員会告示	
○ 永久選挙人名簿関係 ・ 選挙権を有する者の総数の 50 分の 1 の数、6 分の 1 の数及び 3 分の 1 の数について	12
上下水道告示	
○ 伊勢市指定給水装置工事事業者の変更の届出について	13
○ 伊勢市下水道排水設備指定工事店の指定について	14
○ 伊勢市下水道排水設備指定工事店の指定取消しについて	15
○ 流域関連公共下水道の供用開始について	16
公 告	
○ 公示送達	17
病院事業公告	
○ パブリックコメントの実施結果について	18
○ 新市立伊勢総合病院建設基本計画の策定について	19

伊勢市議会政務調査費の交付に関する条例施行規則の一部を改正する規

則をここに公布する。

平成 25 年 3 月 1 日

伊勢市長 鈴木 健 一

伊勢市規則第6号

伊勢市議会政務調査費の交付に関する条例施行規則の一部を改正する規則

伊勢市議会政務調査費の交付に関する条例施行規則（平成17年伊勢市規則第3号）の一部を次のように改正する。

題名中「政務調査費」を「政務活動費」に改める。

第1条から第3条までの規定及び第5条中「政務調査費」を「政務活動費」に改める。

第6条を削る。

第7条中「政務調査費」を「政務活動費」に改め、同条を第6条とする。

第8条第1項から第3項までの規定中「政務調査費」を「政務活動費」に改め、同条第4項中「政務調査費」を「政務活動費」に、「別表」を「条例別表」に改め、同条を第7条とする。

第9条中「政務調査費」を「政務活動費」に改め、同条を第8条とする。

第10条中「政務調査費」を「政務活動費」に、「第8条第2項」を「第7条第2項」に改め、同条を第9条とする。

別表を削る。

様式第1号中「（あて先）」を「（宛先）」に、「政務調査費」を「政務活動費」に改める。

様式第2号中「政務調査費」を「政務活動費」に改める。

様式第3号及び第4号中「（あて先）」を「（宛先）」に、「政務調査費」を「政務活動費」に改める。

様式第5号中「政務調査費」を「政務活動費」に改める。

様式第6号中「（第7条関係）」を「（第6条関係）」に、「（あて先）」を「（宛先）」に、「政務調査費」を「政務活動費」に、「第7条第1項」を「第6条第1項」に改める。

様式第7号中「(第7条関係)」を「(第6条関係)」に、「(あて先)」を「(宛先)」に、「政務調査費」を「政務活動費」に、「第7条第2項」を「第6条第2項」に改める。

様式第8号中「(第8条関係)」を「(第7条関係)」に、「(あて先)」を「(宛先)」に、「政務調査費」を「政務活動費」に、「研究研修費」を「調査研究費」に、「調査旅費」を「研修費」に、「資料作成費」を「広報費」に、「資料購入費」を「広聴費」に、「広報費」を「要請・陳情活動費」に、「広聴費」を「会議費」に、「備品類等購入費」を

「資料作成費」に、

その他の経費		
--------	--	--

を

資料購入費		
人件費		
事務所費		

に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正後の伊勢市議会政務活動費の交付に関する条例施行規則の規定は、この規則の施行の日以後に交付される政務活動費から適用し、この条例の施行の前日に交付された政務調査費については、なお従前の例による。

就学等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成 25 年 3 月 15 日

伊勢市教育委員会

委員長 中 居 信 明

伊勢市教育委員会規則第2号

就学等に関する規則の一部を改正する規則

就学等に関する規則（平成17年伊勢市教育委員会規則第14号）の一部を次のように改正する。

様式第8号中「(障害児)」を「(特別支援学級)」に改める。

附 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

伊勢市告示第 13 号

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 78 条の 10 第 4 号、第 5 号、第 8 号及び第 9 号の規定により、指定地域密着型サービス事業者に係る事業者指定の一部の効力を停止したので、同法第 78 条の 11 第 4 号及び介護保険法施行規則（平成 11 年省令第 36 号）第 131 条の 14 の規定により、次のとおり告示します。

平成 25 年 3 月 6 日

伊勢市長 鈴木 健 一

記

- 1 指定地域密着型サービス事業者の名称
名称 有限会社りんどう
- 2 指定に係る事業所の名称及び所在地
名称 グループホームりんどう
所在地 度会郡度会町棚橋 198 番地
- 3 効力停止の内容及び期間
内容 新規利用者の受入れ停止
期間 平成 25 年 3 月 1 日から平成 25 年 4 月 30 日まで
- 4 サービスの種類
認知症対応型共同生活介護

伊勢市告示第 14 号

道路の区域変更について

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 1 項の規定により、次のように道路の区域を変更しました。

その関係図面は、伊勢市都市整備部維持課において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供します。

平成 25 年 3 月 8 日

伊勢市長 鈴木 健 一

道路の種類	路線名	区 間	新旧の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル
市 道	小俣 16 号線	小俣町明野 1478 番地先から 小俣町明野 1237 番地先まで	旧	8.2～12.3	20.0
			新	5.7～7.2	58.5

伊勢市告示第 15 号

道路の供用開始について

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 2 項の規定により、次のように道路の供用を開始します。

その関係図面は、伊勢市都市整備部維持課において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供します。

平成 25 年 3 月 8 日

伊勢市長 鈴木 健 一

路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供 用 開 始 の 期 日
小俣 16 号線	小俣町明野 1478 番地先から 小俣町明野 1237 番地先まで	平成 25 年 3 月 8 日

伊勢市告示第 16 号

地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 158 条第 1 項の規定に基づき、伊勢市宮宇治駐車場（伊勢市宮内宮前第 3 駐車場を除く。）の使用料の収納の事務を次のとおり委託したので、同条第 2 項の規定により告示します。

平成 25 年 3 月 12 日

伊勢市長 鈴木 健 一

1 収納の事務を委託した者

津市本町 22 番 7 号

東海警備保障株式会社

代表取締役 土井 盟子

2 委託期間

平成 25 年 4 月 1 日から平成 27 年 3 月 31 日まで

伊勢市教育委員会告示第4号

伊勢市教育委員会会議を次のとおり招集します。

平成25年3月14日

伊勢市教育委員会
委員長 中居信明

記

- 1 日時 平成25年3月18日（月）午後7時
- 2 場所 伊勢市教育委員会（小俣総合支所）2階 第1・2会議室
- 3 会議に付する事件
 - 議案第4号 平成25年度伊勢市幼稚園・小中学校教育方針について
 - 議案第5号 厚生中学校コミュニティ・スクールの指定について
 - 議案第6号 伊勢市教育委員会事務局等処務規則の一部改正について
 - 議案第7号 語学指導等を行う外国青年の勤務条件等に関する規則の一部改正について
 - 議案第8号 伊勢市体育施設条例施行規則の一部改正について
 - 議案第9号 伊勢市教育委員会事務決裁規程の一部改正について
 - 議案第10号 伊勢市学校教職員安全衛生管理規程の一部改正について

伊勢市選挙管理委員会告示第 14 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）の規定による直接請求、市町村の合併の特例等に関する法律（平成 16 年法律第 59 号）の規定による合併協議会設置の請求及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）の規定による解職請求に必要な選挙権を有する者の数は、次のとおりです。

平成 25 年 3 月 2 日

伊勢市選挙管理委員会

委員長 鈴木市郎

記

- 1 地方自治法第 74 条第 1 項及び同法第 75 条第 1 項並びに市町村の合併の特例に関する法律第 4 条第 1 項及び同法第 5 条第 1 項に規定する選挙権を有する者の総数の 50 分の 1 の数

2,165 人

- 2 市町村の合併の特例に関する法律第 4 条第 11 項及び同法第 5 条第 15 項に規定する選挙権を有する者の総数の 6 分の 1 の数

18,036 人

- 3 地方自治法第 76 条第 1 項、同法第 80 条第 1 項、同法第 81 条第 1 項及び同法第 86 条第 1 項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 8 条第 1 項に規定する選挙権を有する者の総数の 3 分の 1 の数

36,072 人

(参考) 永久選挙人名簿登録者総数 108,216 人

伊勢市上下水道事業告示第8号

伊勢市指定給水装置工事事業者規程(平成17年伊勢市上下水道事業管理規程第17号)第7条の規定に基づき次のとおり伊勢市指定給水装置工事事業者から変更の届出がありましたので、告示します。

平成25年3月5日

伊勢市長 鈴木 健 一

	指定 番号	事業者名	所在地	変更 年月日
変更後	64	新田水道	多気郡明和町大字行部 409番地5	平成25年 2月28日
変更前		有限会社シンコー工業		

伊勢市上下水道事業告示第9号

伊勢市下水道排水設備指定工事店規程(平成17年伊勢市上下水道事業管理規程第2号)第3条第1項の規定により、伊勢市下水道排水設備指定工事店を次のとおり指定しましたので、同規程第13条第1項の規定により告示します。

平成25年3月11日

伊勢市長 鈴木 健一

指定番号	工事店名	所在地	指定年月日
368	南設備	松阪市飯南町有間野 1310番地1	平成25年3月7日

伊勢市上下水道事業告示第 10 号

伊勢市下水道排水設備指定工事店規程(平成 17 年伊勢市上下水道事業管理規程第 2 号) 第 10 条第 1 項の規定により、伊勢市下水道排水設備指定工事店の指定を次のとおり取り消しましたので、同規程第 13 条第 1 項の規定により告示します。

平成 25 年 3 月 11 日

伊勢市長 鈴木 健 一

指定 番号	工事店名	所 在 地	指定取消し年月日
329	ウラノ設備	松阪市田原町 189 番地 14	平成 25 年 2 月 26 日

伊勢市上下水道事業告示第 11 号

流域関連公共下水道の供用を開始するので、下水道法(昭和 33 年法律第 79 号)第 9 条の規定に基づき、次のとおり告示します。

その関係図面は、平成 25 年 3 月 15 日から 2 週間、伊勢市上下水道部下水道施設管理課窓口にて備え置いて、一般の縦覧に供します。

平成 25 年 3 月 14 日

伊勢市長 鈴木 健 一

- 1 供用(下水の処理)を開始する年月日
平成 25 年 4 月 1 日
- 2 供用(下水の処理)を開始する区域
御菌町長屋の一部
- 3 供用を開始する排水施設の位置
縦覧に供する関係図面において表示します。
- 4 当該公共下水道が接続する流域下水道の終末処理場の位置及び名称
位置 伊勢市大湊町 1126 番地
名称 宮川浄化センター
- 5 供用を開始する排水施設の合流式又は分流式の別
分流式

伊勢市公告第 17 号

公 示 送 達

下記の者の平成 24 年度介護保険料納入通知書は、住所、居所等が不明のため送達することができないので、介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 143 条において準用する地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 20 条の 2 の規定により、健康福祉部介護保険課に保管してありますから、来庁の上、受領してください。

平成 25 年 3 月 15 日

伊勢市長 鈴木 健 一

記

氏 名	住 所	被保険者番号
坂本 憲司	伊勢市佐八町 2119 番地	0300435192
柴原 貞子	伊勢市一之木 4 丁目 2 番 8 号	0300437258

伊勢市病院事業公告第2号

伊勢市政策意見提出制度（パブリック・コメント制度）実施要綱（平成17年11月1日施行）第8条第1項の規定により、次のとおり新市立伊勢総合病院建設基本計画（案）に関するパブリックコメントの結果を公表します。

平成25年3月15日

伊勢市病院事業管理者 藤本昌雄

- 1 案の題名
新市立伊勢総合病院建設基本計画（案）
- 2 案の公告日
平成25年2月1日
- 3 提出された意見の概要
別紙のとおり
- 4 提出された意見に対する市の考え方
別紙のとおり
- 5 案の修正内容
なし

「別紙」は省略し、その関係書類を市立伊勢総合病院総合案内に備え置いて縦覧に供します。

伊勢市病院事業公告第3号

新市立伊勢総合病院建設基本計画を策定しましたので、次のとおり当該計画書を公表します。

平成 25 年 3 月 15 日

伊勢市病院事業管理者 藤 本 昌 雄

「次」は省略し、その関係書類を市立伊勢総合病院総合案内に備え置いて縦覧に供します。